

令和5年6月(令和5年度第3回)  
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和5年6月22日(木) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティセンター婦人研修室

3. 出席委員 (15名)

委員	1番	坂口利邦
委員	2番	富永浩二
委員	3番	白田利秋
委員	4番	中嶋睦巳
委員	5番	中村重治
委員	6番	上岡ヒトミ
委員	8番	永野易美
委員	9番	大窪輝則
委員	10番	藤井勇次
委員	11番	上名主辰也
委員	12番	黒江幹也
委員	13番	冷水正行
委員	14番	吉永良行
委員	15番	福園幸雄
会 長	16番	鶴岡和喜

4. 欠席委員 7番 福田智浩

5. 議事録署名委員 10番 藤井勇次 11番 上名主辰也

6. 議 題 議案第10号 農地法第3条許可申請の件について  
議案第11号 農地法第5条許可申請の件について  
議案第12号 農業振興地域整備計画変更の件について  
議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について  
2 あっせん委員の選任について  
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について  
4 令和5年度農地パトロール(利用状況調査)耕作放棄地全体調査について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 松元 幸一 次長兼係長 原之園 利恵 主事 宮本 晴生

10. 農地利用最適化推進委員 14名 出席

11. — 閉会 —

## 第2回定例総会 会議の概要

【午前10時00分 開会】

事務局	<p>ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、令和5年度肝付町農業委員会第3回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は16名中15名です。7番の福田智浩委員から欠席届が提出されています。会議規則第17条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、今回は農地利用最適化推進委員の皆様にも出席依頼をし、14名の方に出席いただいております。</p> <p>それでは、会議規則第15条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>これから、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>それでは、本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、10番の藤井勇次委員と11番の上名主辰也委員をお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第10号から議案第13号まであります。報告協議が1から4番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は、資料にあります日時、用件のとおりの会合に出席しております。【各会合について、内容報告あり。】</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1ページをお開きください。</p> <p>議案第10号「農地法第3条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第10号 農地法第3条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は11件の申請です、所有権移転の売買が5件と贈与が6件となっています。売買の5件は、田が7筆で3,108平方メートル、畑が3筆で3,186平方メートルです。贈与の6件は、田が6筆で7,523平方メートル畑が4筆で3,985平方メートルという内訳になっています。</p> <p>整理番号1番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇、田が1筆で2,704平方メートルです。</p> <p>整理番号2番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が宮下字〇〇 〇〇〇番〇、畑が1筆で346平方メートルです。</p> <p>整理番号3番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇、畑が1筆で546平方メートルです。</p> <p>整理番号4番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇、田が1筆で1,173平方メートルです。</p> <p>整理番号5番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が宮下字〇〇 〇〇〇番〇、田が1筆で475平方メートルです。</p> <p>整理番号6番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、</p>

事務局	<p>申請地が岸良字〇〇 〇〇〇番〇外1筆、田が1筆で537平方メートル、畑が1筆で346平方メートルです。</p> <p>整理番号7番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇外3筆、田が3筆で3,807平方メートル、畑が1筆で2,747平方メートルです。</p> <p>整理番号8番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番、畑が1筆で415平方メートルです。</p> <p>整理番号9番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇、畑が1筆で2,712平方メートルです。</p> <p>整理番号10番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番外3筆、田が3筆で1,371平方メートル、畑が1筆で59平方メートルです。</p> <p>整理番号11番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇外2筆、田が3筆で564平方メートルです。</p> <p>以上、11件の申請については、いずれの譲受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、地域調和要件など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>只今、事務局より説明がありました。1番から11番まであります。お目通し下さい。</p> <p>それでは、11件の申請について一括審議します。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>異議なしということですので、議案第10号農地法第3条許可申請の11件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして2ページをお開きください。議案第11号農地法第5条許可申請の件「5-5-3」について、事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>「5-5-3」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇の〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,294平方メートルです。</p> <p>転用目的が貸駐車場で譲受人が代表と務める〇〇〇敷地の一部を職員及び来訪者用の駐車場として利用していたが、危険であり好ましくない状況にある旨の指導を受けた為、申請地を駐車場として〇〇〇へ無償で貸出したいとのことで申請が出ています。農地の区分は第1種農地の集落接続施設に該当します。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇〇店から南へ約190メートル進んだ右側です。配置図については、駐車場を図のように整備し、雨水等の処理については自然浸透と溜桝で計画されています。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、「5-5-3」について、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。はい、永野委員。</p>

永野委員	<p>「5-5-3」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>6月20日に藤井委員、私と事務局が2名、申請代理人で現地調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり、場所は〇〇〇〇店から南へ約190メートル進んだ右側にあります。現況は畑で作物は何も作っていません。敷地は隣接地と高低差があり、法面になっております。排水については敷地内の東側に幅40センチの側溝があり、そこに排水を流すことになっております。また、現在隣に〇〇〇〇の施設運営をされております。</p> <p>特に転用を許可するにあたり問題はないと思われまますので、皆様のご審議をよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦勞さまでした。只今、「5-5-3」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-5-3」については、許可相当の意見書を付して県に進達するということに決定しました。</p> <p>つづきまして3ページをお開きください。</p> <p>同じく、農地法第5条許可申請の件「5-5-4」について事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>「5-5-4」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が埼玉県〇〇市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇号の〇〇〇〇さんです。譲渡人が京都府〇〇市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇外1筆、地目は畑、面積は2筆計469平方メートルです。</p> <p>転用目的が一般住宅・駐車場・通路で、現在埼玉県に住んでいるが、故郷の肝付町に帰郷するため、申請地に持家を建築し永住したいことから申請が出ています。農地の区分は第1種農地の集落接続施設に該当します。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会〇〇住宅の南側です。配置図については、住宅を図のように建築し、雨水等の処理については自然浸透で、汚水・生活雑排水処理については合併浄化槽で計画されています。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>それでは、「5-5-4」について、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。はい、藤井委員。</p>
藤井委員	<p>「5-5-4」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>6月20日に、永野委員、私と事務局が2名、申請代理人で現地調査を行いました。場所は今、事務局から説明があったとおりです。申請地の図面を見るとわかりますが、前面が道路でそれに付いた側溝があります。住宅が建つ部分は、道路から1メートルほど高く、境界についてはブロックを積むということでした。</p> <p>敷地内の通路については、斜めのスロープで道路につなぎ、砂利を敷くことになっているので、砂利等が道路に出ないように道路から1.5メートルほど生コンを打って流失対策を施すようお願いしてあります。また、申請地の周りは住宅のため特に問題はないと思ひますので、皆様のご審議をよろしくお願ひします</p>
議 長	<p>はい、ご苦勞さまでした。只今、「5-5-4」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>

	<b>【異議なしとの声あり】</b>
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-5-4」については、許可相当の意見書を付して県に進達するということに決定しました。</p> <p>つづきまして4ページをお開きください。議案第12号農業振興地域整備計画変更の件「変-5-3」について、事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>「変-5-3」についてご説明いたします。</p> <p>申請人が肝付町〇〇 〇〇〇番地の有限会社〇〇〇〇です。申請地が、肝付町富山字〇〇 〇〇〇番〇の一部、地目は畑、面積は1,487平方メートルのうち178平方メートルです。用途につきましてはトラックの回転スペースで、建物（事業所）の東側の敷地が狭いので申請地の一部をトラックの回転スペースとして利用したいということから申請が出ています。</p> <p>除外後の農地の区分は第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。</p> <p>場所につきましては〇〇振興会の〇〇〇〇さんの事業所の東側の畑です。</p> <p>配置図については、回転スペースを図のように整備し、雨水等の処理については自然浸透で計画されています。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、「変-5-3」について、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。はい、上名主委員。</p>
上名主委員	<p>「変-5-3」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>6月20日に、福田委員、私と事務局が2名、農業振興課1名、申請代理人で現地調査を行いました。場所については今、事務局からあったとおりです。現況は、畑として利用されており申請者の敷地から1.4メートルほどの高さがあり、その一部を申請者の土地の高さにあわせて土を撤去し、トラックの回転スペースとして使いたいと言う事でした。また、土を撤去した切土の部分はブロックを積んで畑に影響がないようにするとのことでした。</p> <p>調査をするかぎり、特に問題はないかと思われますので、皆様のご審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「変-5-3」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<b>【異議なしとの声あり】</b>
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農業振興地域整備計画変更の件「変-5-3」については、許可相当の意見書を付して町に進達するということに決定しました。</p> <p>つづきまして5ページをお開きください。</p> <p>同じく農業振興地域整備計画変更の件「変-5-4」について、事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>「変-5-4」についてご説明いたします。</p> <p>申請人が〇〇市〇〇 〇〇〇番地 株式会社〇〇〇〇です。申請地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇、地目は畑で面積は1,886平方メートルとなっています。</p> <p>用途につきましては農業用倉庫・ロール置場で、農業用倉庫・ロール置き場が不足しているため申請地に農業用倉庫を建築しロール置き場を整備したいということで申請が出ています。</p>

	<p>農地の区分は用途変更後が農用地利用計画指定用途に該当いたします。</p> <p>場所につきましては〇〇振興会の〇〇〇から南へ道なりに約 500 メートル進み左折し、約 200 メートル進んだ左側です。</p> <p>配置図につきましては申請地の北側にロール置場、南側に農業用倉庫を計画しています。</p> <p>雨水等の処理については自然浸透で計画されています。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、「変-5-4」について、2 人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。はい、永野委員。</p>
永野委員	<p>「変-5-4」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>6 月 20 日に、藤井委員、私と事務局が 2 名、農業振興課 1 名、申請者、申請代理人で現地調査を行いました。場所については今、事務局からあったとおりです。地目は畑ですが、作物は作っておりません。敷地は西側の 4 メートル道路に接しており、隣接地には、170 頭の生産牛を飼育する牛舎と住宅が建っています。</p> <p>敷地内の排水については、東側の一部に排水口があり、そちらへ排水しているとのことです。排水しきれない部分は、自然浸透で排水するとの計画です。</p> <p>許可については、特に問題はないかと思われますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「変-5-4」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農業振興地域整備計画変更の件「変-5-4」については、許可相当の意見書を付して町に進達するということに決定しました。</p> <p>つづきまして 6 ページをお開きください。</p> <p>議案第 13 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画」の決定について、令和 5 年 6 月集計分について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 13 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画」の令和 5 年 6 月集計分につきまして説明いたします。</p> <p>まず、1 番の所有権移転ですが、内之浦地区は該当ありませんでした。高山地区は田が 1 件の 1 筆で 1,993 平方メートルでした。詳細につきましては 7 ページに掲載してあります。この案件は先月までの総会であっせん申し出があった分になります。</p> <p>次に 2 番の利用権設定です。内之浦地区ですが、新規設定は田が 3 件の 5 筆で 5,620 平方メートル、再設定は田が 6 件の 11 筆で 8,134 平方メートルでした。</p> <p>高山地区ですが、新規設定は田が 20 件の 38 筆で 44,053 平方メートル、畑が 13 件の 24 筆で 40,793 平方メートル、再設定は田が 22 件の 33 筆で 36,610 平方メートル、畑が 2 件の 4 筆で 7,012 平方メートルでした。</p> <p>肝付町の合計ですが、田が 51 件の 87 筆で 94,417 平方メートル、畑が 15 件の 28 筆で 47,805 平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、66 件の 115 筆で 142,222 平方メートルであります。詳細につきましては、内之浦地区が 8 ページ、高山地区が 9 ページから 12 ページに掲載してあります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>

議 長	<p>所有権移転が 7 ページに 1 件ありますので審議いたします。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしと認め、所有権移転 1 件については提案どおり許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、利用権設定について審議いたします。</p> <p>内之浦地区が 8 ページに 9 件あります。まずはお目通しのほどお願いいたします。</p> <p>9 番に冷水委員の関係する申請がありますので、その案件から審議いたします。冷水委員の退席をお願いします。（冷水委員退席）</p> <p>それでは、9 番について審議いたします。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしと認め、9 番の申請については、提案どおり許可することに決定いたしました。（冷水委員入室・着席）</p> <p>それでは、内之浦地区の 9 番を除く 8 件を一括で審議いたします。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしと認め、内之浦地区の 9 件の申請につきましては提案どおり全て許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、高山地区が 9 ページから 12 ページに 57 件あります。まずは、お目通しのほどお願いいたします。</p> <p>まず 43 番、46 番から 49 番、52 番に中村委員の関係する申請がありますので、その案件から審議いたします。中村委員の退席をお願いします。（中村委員退席）</p> <p>それでは、43 番、46 番から 49 番、52 番について審議いたします。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしと認め、43 番、46 番から 49 番、52 番の申請については、提案どおり許可することに決定いたしました。（中村委員入室・着席）</p> <p>さらにお目通しのほどお願いいたします。</p> <p>それでは、43 番、46 番から 49 番、52 番を除く 1 番から 57 番までを一括で審議いたします。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしと認め、高山地区の 57 件の申請につきましては提案どおり全て許可することに決定いたしました。</p> <p>つづきまして、13 ページをお開き下さい。</p> <p>報告・協議の 1 番ですが「農地利用集積事業計画の解約について」8 件あります。解約理由は、借り手、貸し手の都合によるものであり、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いいたします。</p> <p>それでは、合意解約の件について、ご意見等はありませんか。</p>
	<p>【なしとの声あり】</p>
議 長	<p>なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約について、通知がありました 8 件分の確認を終わります。</p>

	<p>つづきまして、14 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議 2 番のあっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が 14 件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。</p> <p>まずは「あ-5-2」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-5-2」について説明いたします。</p> <p>申出人が、〇〇市〇〇 〇〇-〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が肝付町後田字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は畑が 1 筆 975 平方メートル、あっせんの種類が貸付希望で、希望価格については周辺相場、希望期間は 3 年からとなっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇付近にある畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-5-2」のあっせん委員に、地区委員の大窪委員と永野委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-10」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-10」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇番地〇、株式会社〇〇〇〇です。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番〇 外 3 筆で、地目・面積は、田が 4 筆計 1,616 平方メートル、あっせんの種類は譲受希望です。希望価格については 10 アールあたり 150,000 円となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇圃場整備地区内にある田になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-5-10」のあっせん委員に、地区委員の富永委員と白田委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-11」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-11」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇 〇〇-〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇番〇 外 2 筆で、地目・面積は、田が 3 筆計 1,007 平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望です。希望価格については周辺相場もしくは無償となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇付近にある田になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-5-11」のあっせん委員に、地区委員の藤井委員と大窪委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-12」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-12」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が肝付町新富字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、畑が 1 筆 2,988 平方メートル、あっせんの種類は貸付希望です。希望価格については周辺相場、希望期間は 3 年からとなっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇の北側にある畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-5-12」のあっせん委員に、地区委員の中嶋委員と白田委員でお願いします。</p>



	つづきまして、「あ-5-13」について事務局に説明を求めます。
事務局	<p>「あ-5-13」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇番地、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、畑が1筆2,693平方メートル、あっせんの種類は貸付希望です。希望価格については周辺相場、希望期間は3年からとなっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇付近にある畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-5-13」のあっせん委員に、地区委員の中嶋委員と白田委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-14」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-14」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇 〇〇-〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町北方字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、田1筆1,494平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望です。希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会付近にある田になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-5-14」のあっせん委員に、地区委員の福園委員と黒江委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-15」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-15」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇 〇〇-〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町野崎字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、畑が1筆568平方メートル、あっせんの種類は貸付希望です。希望価格については10アールあたり6,000円になっておりますが、こちらは無償に訂正をお願いします。希望期間は5年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇付近にある畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-5-15」のあっせん委員に、地区委員の坂口委員と私、鶴岡でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-16」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-16」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇番地、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、畑が1筆781平方メートル、あっせんの種類は貸付希望です。希望価格については無償、希望期間は5年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇付近にある畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-5-16」のあっせん委員に、地区委員の中村委員と藤井委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-17」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-17」について説明いたします。</p>

	<p>申出人が肝付町〇〇 〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、畑が1筆1,333平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望です。希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇付近にある畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-5-17」のあっせん委員に、地区委員の中嶋委員と坂口委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-18」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-18」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇番地、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、田が1筆1,794平方メートル、あっせんの種類は譲受希望です。希望価格については10アールあたり200,000円となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇付近にある田になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-5-18」のあっせん委員に、地区委員の永野委員と大窪委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-19」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-19」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇番で、地目・面積は、田が1筆1,469平方メートル、あっせんの種類は譲受希望です。希望価格については一筆200,000円となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇付近にある田になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-5-19」のあっせん委員に、地区委員の私、鶴岡と中村委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-20」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-20」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇 〇〇-〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番 外4筆で、地目・面積は、田が5筆計5,703平方メートル、あっせんの種類は貸付希望です。希望価格については周辺相場希望期間は5年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇周辺に点在している田になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-5-20」のあっせん委員に、地区委員の藤井委員と中嶋委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-21」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-21」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇番地、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、田が1筆576平方メートル、あっせんの種類は貸付希望です。希望価格については周辺相場希</p>

	<p>望期間は5年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇付近にある田になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-5-21」のあっせん委員に、地区委員の永野委員と大窪委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-22」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-22」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇町〇〇 〇〇番地、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番〇 外1筆で、地目・面積は、畑が1筆1,016平方メートル、田が1筆826平方メートル、あっせんの種類は譲受希望です。希望価格については全筆150,000円となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇橋を渡った〇〇町との町境にある田と畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-5-22」のあっせん委員に、地区委員の富永委員と白田委員でお願いします。</p> <p>以上であっせん申出に係るあっせん委員の選任関係を終わります。</p> <p>次に21ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の3番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、あっせん申し出に係る整理について、21ページから25ページにあっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めていただきました分について、譲渡、貸付、借受、譲受希望それぞれ掲載しております。</p> <p>あっせんが成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、気づかれた点がありましたらお知らせください。</p> <p>あっせん申出の整理につきましては以上です。</p>
議 長	<p>この件に関しまして何かありませんか。</p>
	<p>【なしとの声あり】</p>
議 長	<p>それでは、質問等ないようですので、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について終わります。</p> <p>26ページをお開きください。次に、報告・協議の4番、令和5年度肝付町農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>令和5年度肝付町農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）についてご説明いたします。</p> <p>（資料に基づき、実施内容を説明。また実施時期については、例年8月から9月に実施しているが、今年度は委員改選の関係で7月から8月で実施する）</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、農地パトロールについて質問等ありませんか。はい、藤井委員</p>
藤井委員	<p>農地パトロールの遊休農地の判断基準について、中山間地域では高齢化と後継者不足で耕作できない農地が増え、非農地判断をしなければいけない相談も受けています。また土壌（黒土、砂地）によっても雑草の生え方が違う状況にあると思われれます。このような状況下で、どのように非農地判断をすればよいですか。</p>

事務局	非農地判断につきましては、その場所の状況にもよりますが、今回の農地パトロールから、4台のタブレットを導入し、状況写真を撮影してから再確認のうえ、判断を行うこととなります。
議長	他に質問等ありませんか。
	【なしとの声あり】
議長	それでは、ないようですので農地パトロールについて終わります。 その他に入りますが、みなさんから何かありませんか。
事務局	農地利用最適化推進委員の任期については、農業委員と同じく今年の8月31日で満了となります。農業委員会では、次期推進委員の募集を7月3日(月)から8月4日(金)にかけて実施しますので、お問い合わせ等がありましたらそのようにお伝えください。なお、募集の周知については、広報7月号と町のホームページで町民の皆さんにお知らせします。
議長	他にありませんか。はい、藤井委員。
藤井委員	前田地区で認定農業者が所有する農地(畑)が、ここ数年何も耕作されておらず、また管理もしっかりされていなかったのも、事務局から指導の文書を通知したけれども、なんの改善も見られない。 その農地は、交差点にも面しており地域住民から苦情もきているため、他の農業委員と推進委員にも相談はしているが、所有者が認定農業者であるので、所管する農業振興課からも指導ができないものか相談してもらえないですか。
事務局	その件については、事務局からも農業振興課につなぎ検討させていただきます。
議長	他にありませんか。
	【なしとの声あり】
議長	ないようですので、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、7月25日(火)の午前10時開催予定ですのでよろしくお願いいたします。 それでは以上で、6月の定例総会を閉会いたします。

<午前11時10分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和5年6月22日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 藤井 勇次

委 員 上名主 辰也